

(第一類 第六号)

衆議院 大蔵委員会議録 第十七号

(一四九)

昭和二十六年十一月十五日(木曜日)

午前十一時十四分開議

出席委員

委員長

理事奥村又十郎君

理事西村直己君

理事内藤浅香君

友明君忠雄君

大上司君

佐久間徹君

逸平君

高間松吉君

苦米地英俊君

三宅則義君

宮腰喜助君

上林與市郎君

清水

坂田十一郎君

塚田十郎君

高橋靖君

宮腰喜助君

岸本晉君

西川甚五郎君

大藏政務次官

大藏事務官

計局給與課長

大藏事務官

計局規課長

大藏事務官

銀行局長

委員外の出席者

総理委員事務官

查部調査第一課長

大藏事務官

税關部長

農林事務官

通商総務部長

専門員

椎木文也君

専門員

黒田久太君

十一月十四日

委員官慶喜助君及び高田富之君辞任につき、その補欠として河野金昇君及び中西伊之助君が議長の指名で委員に選任された。

同月十五日

委員河野金昇君辞任につき、その補欠として宮慶喜助君が議長の指名で委員に選任された。

十一月十五日

旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律案(内閣提出第四七号)を本委員会に付託された。

十一月二十九日

松山港開港指定に関する陳情書(松山市長黒田政一)(第三六九号)を本委員会に送附された。

本日の会議に付した事件

関税法等の旅費に関する法律案(内閣提出第二一号)(内閣提出第二四号)(参議院送付)

国家公務員等の旅費に関する法律案一部を改正する法律案(内閣提出第一二四号)(内閣提出第一二五号)

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二号)

日本事務公社法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三号)

物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出第三五号)

保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)(予)

損害保険料率算出団体に関する法律案(内閣提出第三八号)(予)

糸値安定特別会計法案(内閣提出第三四号)

糸値安定特別会計法(内閣提出第三五号)

糸値安定特別会計法(内閣提出第三六号)

糸値安定特別会計法(昭和二十六年法律第二号)に基いて行う生糸の買入、売渡し、貯蔵及び加工に関する政府の経理を明確にするため特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

第一條 糸値格安定法(昭和二十六年法律第二号)に基いて行う生糸の買入、売渡し、貯蔵及び加工に関する政府の経理を明確にするため特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

第二條 この会計は、農林大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

第三條 この会計においては、第四條第一項に規定する一般会計から繰入金に相当する金額をもつて資本とする。

第五條 農林大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

第六條 前項の歳入歳出予定計算書には、左の書類を添附しなければならない。

一 前年度の貸借対照表、損益計算書及び生糸在高明細表

二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表、予定損益計算書及び予定生糸在高明細表

(歳入歳出予算の区分)

第六條 この会計は、農林大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

第七條 この会計の歳入歳出予算是、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第八條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

第九條 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、当該剰余金を翌年度の歳入に繰り入れなければならない。

(歳入歳出決定計算書の作製及び送付)

第十條 農林大臣は、毎会計年度、歳入歳出決定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

二 前項の歳入歳出決定計算書に

にあります場合には、生糸の売渡しましては買入れ等、これに関する經理を一般会計と区分して、その状況を明確にいたすことが適当と考えられます。このために、新たに糸糸安定特別会計を設けることいたし、この法律案を提出いたします次第でございます。

次にこの法律案の内容の概略を申し上げますと、糸価安定特別会計は、一般会計からの繰入金三十億円をもつてその資本とし、生糸の売渡し代金、一般会計からの繰入金及び付属雑収入をもつて歳入とし、生糸の買入れ貯蔵及び加工に関する経費、事務取扱費その他の経費をもつて歳出することといたしますとともに、その他特別会計に必要な規定を設けようとするものであります。

次に学校及び保育所の給食の用に供するミルク等の譲與並びにこれに伴う財政措置に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

これまで学校及び保育所における給食の用に供するミルク及び小麦等につきましては、アメリカ政府の寄贈または米国対日援助見返資金の支出によつてまことにわざとおりましたが、今後政府が財源を負担して、本年度内の給食を継続することいたし、これに要する経費を補正予算に計上しているのであります。が、これに伴い学校給食等に関する法的措置を講ずる必要がありますので、この法律案を提出いたしました次第でございます。

次にこの法律案の内容でございますが、まず給食用のミルク及び小麦等は、食糧管理特別会計において買い入れ、これを都道府県を経て給食を受けたる児童に譲與することができることと

次に給食用ミルク及び小麦等の買入いたし、その買入れ譲與することのできるミルク及び小麦等の価額は、二億九千六百余万円の範囲内としているのであります。

次に給食用ミルク及び小麦等の買入のためには、一般的な会計から食糧管理特別会計に繰り入れることいたしておりますが、輸送、保管、加工等に要した経費については、これまでと同様給食を受ける児童に負担させることができることいたしております。

なおミルクにつきましては、買入れ契約をしたミルクが本年度内に輸入されないために、その買入れ財源の一般会計から食糧管理特別会計への繰入れ額を年度内に終らないこととなる場合も予想されますので、その支払いに支障を及ぼすことのないよう、その繰入れ額のできなかつた金額は、来年度に繰越して使用することができるることいたしているのであります。

以上がこの二法律案の提案の理由でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

邦ノ領域中政令ノ定ムル地域ハ當分ノ間之ヲ「外國ト看做ス」此の政令の定むるといふものの内容は、どういうことになつておるのか。それをはつきりしたいと思います。

○北島説明員 お答えいたします。私どもがただいま政令で規定いたそと思つております地域は、平和條約第三條に規定されておりまする地域でございまして、すなわち北緯二十九度以南の南西諸島、それから珊瑚岩の南の南方諸島、それから南鳥島及び沖ノ鳥島でござります。

○内藤(友)委員 そうしますと、問題になつております北海道のすぐわきにあります齒舞でありますとか色丹、あれはどういうことになるのでありますか。それをひとつお示し願いたいと思います。

○北島説明員 非常にデリケートな問題であります。私どもいたしましては、あれらの地域は本邦の領土であると思つております。ただいまこれを外国とみなして關稅上の法規を適用するかどうかということについては、消極的に考えております。と申しますのは、現在まだ行政権が遺憾ながら及んではおりませんけれども、實際問題として、あの地域と本邦のいわゆる内地と往復する貿易船等がございませんので、今のところ支障ないのでないか、こう思つております。

○内藤(友)委員 そらしますと、この定められる政令といふものは、何と申しますか非常に幅が広いものであります。実際にはそくあぬけれども、たゞ關稅の問題から必要な部分だけをここに書き上げるということの御精神なんでありますか。

○北島説明員 御質問の通りでござります。
○内藤(友)委員 それから第三條の四項に書いてあります「政令で定めるところにより、当分の間免除する。」という政令の内容でありますか、これもなうつけはつきりお示し願いたいと思ひます。

○北島説明員 外国とみなすというのは、外国ではないけれども、関税法規の適用についてはは外國とみなしまして、これらの地域を経過して内地に入つて参りますするところの船舶、あるいはまだこれらの地域から直接参ります船船は、いわゆる外國貿易船といたしまして関税法規の適用を受けさせる。それに伴いまして、これらの地域との間を往来する貨物については、あるいは輸出入としてその手続を経させる、こういう趣旨でございまして、外國だというのではないでございます。関税法規の適用については、これを外國と一応みなしまして関税法規を適用する、こういう考え方でございます。

○宮澤委員 この法に関連する問題としてお伺いいたしておきたいと願うのであります。昨年の十月ごろ中共の戦略物資になる可能性のものについては、輸出してはいかぬという総司令部からの命令で、リストの範囲を拡大されて参りました。ごく最近もそういう問題が起つておるのであります。最近に国内産業が非常に順調に発達して参りまして、国内の需要をオーバーしまして、海外に出さなければならぬような状態になつて参りました。どこの工場に聞いても、輸出が順調でないから非常に困つておるというような状態であります。そこで昨年度の総司令部から出されたリストの範囲の縮小と、いう問題を考えられます。とりあえずそういう問題よりも、そのリストに載らなくても、解釈上これは中共の戦略物資にならないようなものであつても、これは出しちゃいかぬ、あるいは司令部から許可をとつて来なければいけぬ、こういうことがたび々起つて

おります。たとえは医者の使うところのレントゲンのポータブルのような問題についても、こういうものは出していいかぬという問題がありますが、どういちらようなりストに載つていただく。たとえば香港へ送つていても決して戦略物資にならないよなうものは、ぜひとも税関の方で特別に考慮していただかなければ、われく日本経済の進展といふのはできないのではないか。これはどの業者も最近非常に論議されておりますし、また今日のまで行くならば、日本の貿易業者はほとんど倒れてしまうのではないか。従つてリストに載らなくても、税關上戦略物資でないといふものについては、税關で自由な解釈でどん／＼輸出するものがありましたら輸出さしてもらいたい、こういうお願ひですが、そういう問題については、税關の方では今後どういうふうに考えて行かれるか、その点を伺つておきたい。

その許可された品目が、その通り出ておるかどうかということを確認いたすだけでございまして、自由載量の余裕がきわめて少いのでございます。以上お答え申し上げます。

ました。あの内容を見ますと輸入関係は非常に重税になつておる面がたくちなんあります。講和條約の締結がまだ完了していない。そこでこの海外との通商條約ができるおらない関係上、最惠国待遇を受け得る可能性があるものが、関税定率法がああいうようによくなれば、あるいはまた外国の業者は、外国の関税定率を高めるというよなことになりますて、お互いに關稅の障壁を設けるよな競争状態になつて行くのではないか。ことにごく最近の話ですが、まぐろのアメリカへ輸入する關稅については、アメリカの關稅では一羅四五ドル税をとつておるということであります。このよなに難復手段としてお互に關稅定率法が高いと、双方にそなうよな競争が起る。そして資材や資源の輸出入の機會均等を失うよなおそれがあるのであります。が、その点の問題で、税關部では御研究と申しますと、実は戰前のよりも相対化されたことがあるかどうか、伺いたい。

世界各国におきましても決して高いものではなくて、むしろ低関税国に属するのではないかろうかといふうに考えております。世界で現在低い関税国と申しますと、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグの三国、それとスカンジナビア諸国が割合に低いのであります。日本の関税率は、現在のところ大体スカンジナビア程度ではなかろうかと考えております。それで、日本の関税率が高いために外国の非難を仰ぐといふようなことは、ないのではないかと考えております。

○深澤委員 平和條約第三條によつて外国と見なされるこれらの地域との間に出入する船舶及び貨物について、当分の間關稅法規を適用しようといふわけであります。この當分の間といふことは、どういう期間をさして いるか、伺いたいのであります。

○北島説明員 この政令で規定いたそ
うと思つております地域は、先ほど御説明いたしましたように、平和條約第三條に規定せられておる地域であります。平和條約第三條をよく読んでみますと、これらの地域は一應信託統治地域と予定はせられておるようございま
ますが、アメリカ合衆国が信託統治の提案を國際連合にいたしまして、それが日本に委譲せられることも、その條款によつて、信託統治に付せられる場合におきまして、信託統治によりまして行政権等合衆国がこれら地域に立法権、行政権、司法権の全部または一部を行使する権利を持つ、こうなつておりまして、信託統治に付せられるまでの間は、アメリカが日本に委譲せられることも、その條款によつて、信託統治によりまして行政権等文の上からには予定せられるのでござります。そういたしますと、現在のこと

るいまだ行政権は及んでおりませんが、かりに行政権がわが国に委譲せられまして、わが国の税関がそこで仕事をするようになりますれば、外国とおなす必要はないわけであります。それで今までの間、わが国に行政権が帰属するまでといつもりであります。それから実際に信託統治になりますれば、信託統治が終了してわが国に行政権が返るまで、こういうつもりであります。

○深澤義員 そうすると当分の間とう意味は、国連において信託統治が解決されるときまでといふぐあいに規定せられている、こういう意味ですか。

○北島説明員 信託統治に付せられて前におきましても、行政権がわが国に委譲せられるとも、條文の上から想せられます。現在は行政権が及んでおりませんが、行政権がわが国にまみされることがありますと、外國とみなさ必要はない。日本の税關が岡かけて行けばいいわけで、それまでの間となります。

○深澤義員 信託統治の性格から言って、行政権が信託統治國以外に、つまりその土地を領土として持つておつかれに國に許されたという例は、いまだかつてないと聞いておりますが、その点たまに十分研究されて、今度信託統治になつても行政権がわが國に返つて来るとうお見込みがあるのか、そういう見通しの上でこういう規定をされたのですか。

○北島説明員 私が申しているのは、この平和條約第三條によりますと、「日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島、蠣島岩の南の南方諸島並びに油島の鳥島及び南鳥島を合衆國を唯一の施

政権者とする信託統治制度の下におけることとする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このよるな提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対し、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。[要は信託統治に付せられる前の段階でございまして、信託統治に付される場合におきましても、場合によつては行政権の一部がわが国にまかされるかもしれない。そうなりすまと、その間は日本の税関が行けばいいのでありますから、外国とみなすわけに行かないのです。信託統治になりますれば、またいろいろな問題がありますが、今までの委任統治の形式あるいはB式、C式ということになりますが、これは全然わが国の行政権など及ぶはずがないのです。信託統治に行く前の話であります。それからまたかりに信託統治になりましたら、その信託統治が終了して、完全にわが国にこれらの権利が返つて来て後の話であります。

のあります。どういちらなお考
えでやつておるか、こういう意味であ
ります。

○北島説明員

ただいま申し上げま
したように、税關の末端の仕事はもつば
ら通商産業大臣の指揮監督のもとに、
法令に従つてやつておるのでございま
して、自由なる裁量の余地は実は残さ
ないものも起りますので、法規に従い忠
実に履行するということになつております。
ただいまの政策等の面につきま
しては、通商産業大臣の方でお聞き願
いたいと思います。

○夏堀委員長

給與課長の岸本君がお
見えになつておりますから御質疑を願
います。国家公務員等の旅費の問題、
公務員等に対する退職手当の問題。深
澤君。

○深澤委員

国家公務員の旅費の問題
であります。このたびの改正が特に
講和会議に出席いたしました全権委員
等のように、特殊な使命を帯びて旅行
する者に対する旅費を増額するとい
うことであります。われくはその内
容をよく存じませんので、現在の規定
の日當、宿泊料、食卓料及び支度料は
どれくらいになつてゐるのか、それを
ぞれくらいにかえようとするのか、そ
の点を伺います。

○岸本政府委員

お答えいたします。
現在の旅費法によりますと日當、宿泊
料の額は旅行日数の多少によりまして
若干の差はござりますが、總理大臣ク
ラスの一番高級の官職にある方の行が
れる場合におきましては、日當、宿泊
料の定額は一日につき二十五ドル、支
度料は約十万円でございます。旅行日

数によつて若干の相違がござります
が、大体そういうことでござります。
一般のサンフランシスコ会議の場合に
おきまして、この金額ではとうていや
つて行けない。と申しますのは、現在
の定額自体が、日本の置かれています。
するいろいろな国際情勢のもとでさめ
られておる金額でございまして、必ず
しもこうした重要な会議に日本を代表
する全権を送るような場合の定額とし
ては、適当ではないのです。こ
れを今回の全権団の使命を達成するに
必要な程度まで、金額を改訂するとい
うことが目的でござります。これをど
う改訂いたしたかと申しますと、日
當、宿泊料が最高、全権委員の場合で
ありますと五十ドル、全権委員代理の
場合は三十ドル、首席顧問の場合には
十八ドル、そういう定額に改めること
にいたしました。また支度料につきま
しては全権委員は二十万円、全権委員
代理十五万円、首席顧問十二万円とい
う金額に改訂いたすことについたわけで
ござります。もちろんこれは先般のサ
ンフランシスコ会議のときの暫定措置
として、政令措置をいたしたものでござ
りますが、だだそうした、特別の政
令を措置した場合には、その後におい
てこれを法律に改めなければならぬ
という規定が現行法にありますので、
一応今度法律の形式に置きかえるとい
う意味で提案したものでござります。

○深澤委員

実は日當、宿泊料は

るが、その日一日の生活費をまかなう
という意味におきまして、日當、宿泊
料一本建で幾らというふうに外国旅費
の場合は考えております。もちろん
旅費の勘定科目としては別個でござ
ります。從いまして先ほど五十ドルと申
し上げましたのは、日當、宿泊料をま
せて五十ドルという意味でございま
す。食卓料はこれは大体日當と同じ額
で從来からきまつております。支度料をま
せ全然これは別個のものでございま
す。

○深澤委員

食卓料というのはどのく
らいなんですか。

○岸本政府委員

食卓料は今回全権委
員の場合は十ドル、それに全権委員
代理の場合は八・七五ドルでございま
す。

は原案通り可決いたしました。

なお報告書の作成及び提出手続につ
いては、委員長に御一任を願いま
す。

午後二時十二分開議
午後零時四分休憩

す。

○夏場委員長 それでは前の質疑を続行いたします。佐久間君。

○佐久間委員 たゞいま私が質問したことにつきまして、公取の方が出席しておられるそうですから、公取の方の御意見を聴取したいと思います。

○丸山説明員 たゞいま御質問の保険業法十二條三の但書につきましてお答えいたします。独占禁止法では第四條におきまして、事業者間の制限的な共用行為はすべてこれを違法として禁止いたしているのであります。しかしながら特殊の必要のあるものにつきましては、これの例外的な措置といたしまして、今まで若干の適用除外といふような法律ができております。保険業の問題につきまして、すでに保険業の特殊性にかんがみまして、損害保険料率算出団体法におきまして、すでに独占法の適用除外をしておるのであります。

ですが、このたびこの算出団体法による適用除外以外に、さらに、たとえば再保険に関する保険事業者間の共同行為、あるいは算出団体によつては、なじまないところの海上保険に関する料率協定、こういふものについて、さらにも重ねて適用除外の必要が生じて参つたわけであります。しかしながら保険事業の特殊性を考えると同時に、他方サイダーといいますか、協定に加わらない保険事業者の利益あるいは被保険者の利益を、不当に害するおそれもない保険事業者があると同時に、これらが共同行為が、あるいはアクトであります。ももちろん大蔵省におきまして、公的的な見地がら

十分に監督をされる建前になつておるわけですが、從来これらの共同行為について適用除外した他の例に大

加えられたわけあります。
なおこの但書の内容は、今御指摘のように三つにわかれていますが、こういう但書がつけ一には、不公正な競争方法が用いられる場合であります。従来独禁法の適用除外を設けられた例も多々あります。

けれども、不公正競争方法について適用除外をしたという例はないのであります。

それから第三点につきましては、こ

れは要するに独占によって被保険者の利益が不当に害せられる場合に、適用除外にしないというだけのことであります。

これもこの運用には十分慎重を期するつもりであります。題旨として、この点については大して問題はないと考えております。もちろん何が不

正になるかという点につきましては、これは運用について慎重を期さなければならぬ点であろうと、私どもは考

えております。従つてこの運用には、

もちろん保険業界の方々の御意見を十分伺い、誤りなきを期して行きたいと考えておる次第であります。

次に、第二の「相互ニ事業活動ヲ不

當ニ拘束スルコトニヨリ一定ノ取引分野ニ於ケル競争ヲ実質的ニ制限スルコトナルトキ」というのであります

が、この表現は、独禁法第三條の「不当取引制限」というのに照應するわけであります。ただ不当な取引制限の定義につきましては、独占禁止法の上では、事業者が他の事業者と共同して、相互にその事業活動を拘束し、または遂行することにより、公益に反対して一定の取引分野における競争を実質的に制限すること、というふうに定義してあります。従つて、その拘束の仕方が正

当であるうと不当であらうと、それを

問わずに、すべて拘束した場合にはいかないんだというふうになつておるの

あります。しかしこでの表現は、その点は十分注意をいたしまして、再

ふらになつております。

それから第三点につきましては、こ

れは要するに独占によって被保険者の利益が不当に害せられる場合に、適用除外にしないというだけのことであります。これもこの運用には十分慎重を期するつもりであります。題旨として、この点については大して問題はないと思

うべきであります。ただこの運用につきましては、被保険者の利益が不当に害せられたときに、それを適用除外にしない

こととあります。たゞもそれを適用除外するつもりであります。ただし、これが適用除外にはならない

こととあります。たゞこの運用につきましては、被保険者の利益が不当に害せられたときに、それを適用除外にしない

こととあります。たゞこの運用につきましては、被保険者の利益が不当に害せられたときに、それを適用除外にしない

こととあります。たゞこの運用につきましては、被保険者の利益が不当に害せられたときに、それを適用除外にしない

こととあります。たゞこの運用につきましては、被保険者の利益が不当に害せられたときに、それを適用除外にしない

うと思うし、これによりまして日本の

この業者は、国際取引上大いに貢献す

い。不當に拘束することによつて、そ

うのが出て来るのはやむを得ないとい

う実情にかんがみまして、不當に拘束

するという場合のみ問題にするとい

ふらになつております。

それから第三点につきましては、こ

れは要するに独占によって被保険者の利益が不当に害せられる場合に、適用

除外にしないというだけのことであります。これもこの運用には十分慎重を

期するつもりであります。題旨として、この点については大して問題はないと思

うべきであります。たゞこの運用につきましては、被保険者の利益が不当に害せられたときに、それを適用除外にしない

こととあります。たゞこの運用につきましては、被保険者の利益が不当に害せられたときに、それを適用除外にしない

的独占及び不当な取引制限の定義的要件だけでは、この但書の適用を受けない。不當に拘束することによつて、そ

うのが出で来る結果を伴つた場合に、

保険契約者または被保険者の利益を不公正とかあるいは不当とかいうこと

に対する立証の責任はどこにあるのか。このことについて一言御答弁をい

ただきたいと思います。

○丸山説明員 不公正、不当にとい

う言葉の解釈でござりますが、こういう表現は独占禁止法の随所にございま

す。要するに生きた経済を取扱つて行

くだけに、これを機械的にあるいは形

式的にはつきりさせることは非常に困

難であります。漠然としております

けれども、どうしても不公平、不当に

という表現をとらざるを得ないのであ

ります。ただこの運用につきましては、

十分慎重を期して行く考え方でおり

ます。立証責任の問題といふ点も、大

きに問題を引き上げて公

して、独占禁止法、事業者団体法が

その他の規定によつて、運用されて行

くわけあります。ただそれをうし

ろからバツクするといつますか、どう

して、それが解決されないとか、そ

ういった場合に被保険者その他の人々か

らのいろいろな異議などを伺つて、そ

は、十分慎重を期して行く考え方で

あります。

う内容をきめて行きました。こういふ

う内容をきめて行きました。

○佐久間委員 さらに十二條の三の但

書は、独占禁止法第三條の「事業者

は、私的独占又は不当な取引制限をし

てはならない。」に掲げるところの不当

な取引制限または私的独占の要件より

は、相当緩和した要件であると解釈す

るが、その点はどうか。すなはち独占

禁止法第二條第三項及び第四項の、私

立場から適当なる処置をとつて参る。

件だけでは、この但書の適用を受けない。不當に拘束することによつて、そ

うのが出で来る結果を伴つた場合に、

保険契約者または被保険者の利益を不公正とかあるいは不当とかいうこと

に対する立証の責任はどこにあるのか。この点を御説明願います。

○丸山説明員 ただいまの御説の通りでございます。

○佐久間委員 次に損害保険会社の行

う共同行為が独禁法から禁止されてお

つたことは、相當の理由があつてのことであるが、それ以上の理由によりま

して、今回除外されるにあたりまし

て、一面被保険者及び保険契約者の利

益が害されはならないことは当然で

あります。これに対するどういう配慮

があります。ただこの運用につきましては、政府はなさるのか。その点ひとつ

御説明願います。

○河野(通)政府委員 御説の通り、独

占禁止法の規定の適用を保険事業が

行います共同行為について除外いたし

ます場合には、あくまで公正取引の維

持確保ということのわくをこわさない

範囲で行わなければならぬ。これが

ため、こういう共同行為に対しても

修正を行つたり、取消したりする権限

を留保しております。大臣はさらに

利害関係人その他がこれに異議を

申し立てて参りました場合には、大臣

は、その共同行為についてある程度の

修正を行つたり、取消したりする権限

なお今お話をありました第十二條の但書、及び第十二條の七でありますか、公正取引委員会の権限を留保されておる規定等は、公益の立場から十分これらの方について遺憾のないよう指導もし、繰り返し加えて参りたいという趣旨であります。

○佐久間委員　主務大臣に届出を要する共同行為は相当多数に上るものと思われますので、これらを全部届け出るということは実際上不可能だと思うのですが、大蔵省は省令によつてその範囲を規定する意思があるかどうか、この点を伺います。

○河野(通)政府委員　共同行為の内容は届出を求めるようになつております。そのため法案の趣旨は、公益の保護といふ観点から、いろいろ調べて参らなければならぬという必要に基いておるのであります。しかしながらどんな頃未な共同行為についても一々届出を求

ことに海上保険については非常に困難であります。あるいは金額が大きいとか、あるいは共同行為に参加するものが非常に広範囲にわたつておるとか、そういうふうな影響の大きいものについて、省令で適当な制限を加えて、その範囲のものについてお届けを願いたい、かよううに考えております。

○佐久間委員 次に独禁法、事業者団体法除外の共同行為については、将来どういう内容の協定を予想しておるのか。この点参考に伺つておきたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 先ほど御説明をちよつと申し上げたかと思うのであります、海上保険と海上保険以外の火災保険等につきましては、将来行われ

海上保険につきましては、先ほど申し上げましたように、国際的な関係もありますので、相当広範囲に共同行為が行われて参ると思います。單に共同保険、共同再保険だけではなく、あるいは通常保険につきましては、これらの保

險料率の協定について共同行為等も入つて来る。また大体手数料の協定とか、損害の査定の協定等についても今後行われて参る。火災保険等につきましては、これに反して、おそらくことに規定されております範囲のものにつきましては、大体今後は協定が行われて参るのでないか。これによりまして、保険事業の円滑なる遂行をはかつて参りますと同時に、経費の節約あるいは事務処理の迅速化に資することころが非常に多いと思いますので、共同保険、共同再保険につきましては今後協定が行われて参ることを期待しており

○佐久間委員 保険業法の一部を改正する法律についてはこれで終りたいと思います。次に、料率団体の方に移りまして、この方を伺つてみたいと思うのであります。料率団体は独禁法の適用から除外されておつたのであります。その決定に基づく料率につきましては拘束力がないのであります。これはまつたく片手落ちであつたと思うのであります。が、今回の料率団体の算出した料率は、会員を拘束することになつたのであります。従いまして、そのいかがり

つた方が適当であるかと思いますが、当初この料率団体法ができましたときのいきさつでは、独禁法あるいは事業者団体法との関係から、一応この料率団体で算定いたします協定料率といふものにつきましては、独禁法あるいは事業者団体法の適用は排除するけれども

も、これが拘束力を持つということになると、独禁法の性質上どうも少し法律の精神に抵触するのではないかといふ意見が、当時非常に強かつたのであります。しかるところただいまお話をありましたように、その後保険事業といふものの特質、国際性等がだん／＼各方面から認識されて参りまして、この料率団体の算出いたします料率がうまく動いて参りますために、しかも各会員がこれによつてこの料率団体に期待するところ非常に大きいわけでありますので、これらに参加して参ります熱意を促進いたしますためにも、どう

れを進めて参らないことには、現在まで運用して参りました実績にかんがみまして、どうも足りないところがある、不十分であるということがわかつて参りましたために、今般この料率団体で算定いたしました保険料率に、拘束力を持たせることにいたしたのであります。今後はこれによりまして、料率団体の活動はさらに一層促進され、保険事業の円滑なる遂行に資するところが非常に大きいということを、私どもは期待いたしているわけであります。

した料率が会員を拘束することが強化されたのであります。その反面においては、利害関係人の利益を害すること、あつてはならないという配慮もござましては、利害関係人の利益を害すこと、あつてはならないという配慮もござ

がなされているわけであります。料率を算出団体法第二條の「百分の十以内の引上げ及び引下げを認める範囲料率」を追加したこの理由に基くものであると思うのですが、この点をひとつ御説明いただきたい。

は、まさに御説の通りの目的をもつて入れたのであります。独禁法の規定の適用を除外いたしましたけれども、適正なる範囲の競争ということは、これはずひとも残して参らなければならぬ。それがためには、各保険事業におきます個々の会社の内容によりまして、適正なる競争を確保するために、單に画一的な保険料率でなくして、ある一定の範囲内においては、これが上位下位することを認めまして、適正なる競争を確保し、あわせて公衆その他一般の保険関係者の利益の保護に当りたい、かような趣旨でござるわけですが

○佐久間委員 料率算出団体法第十條の四の規定よりいたしますれば、大臣は、料率算出団体から料率の認可申請受理後、最小限二週間はその料率を認可してはならないことになつてゐるが、これは取引の美情に即さないで、支障を生ずることが予想されるのであります。これを救う規定を欠いておることは、事業の円滑な運営を阻害し、公共の利益に反することになりはしないか。すなわち行政面において事務の濫用等の弊害が予想されないかどうか。この点御説明をいただきたいと

○河野(通)政府委員 思います。
お答え申し上げます。お話をのように、二週間の猶予期間と申しますか、待期の期間を置いて

おるわけであります。これは利害関係人の利益を保護するためにできておる規定でありますて、この程度の待期期間と申しますか猶予期間は、この法律の趣旨からいって、公益を保護いたしまする目的を達成いたしまするため、程度の差異はありますけれども

どうしても必要であろうということになりました。基くものであります。アメリカ等におきましても、御承知のように十五日間の待期期間といふものを設けてやつておるわけであります。できるだけ公益の保護に欠くるところのないような全の措置をとつておるわけなのであります。なお今後行政事務の濫濫等がこれによつて起ることのないよう、極力敏捷な処理を進めて参りたいと思ひますが、ある程度の猶予期間と申しますが、ある期待期間といふことは、公益保護上どうしても置かなければならぬ、かように考へております。

員以外の利害関係人の審査請求があつたとき、大蔵大臣は第十條の三の第三項但書の場合を除き、公開の聽聞を行ふべき審査しなければ、その申請料率を認可してはならないことになつておりますが、これでは料率団体の会員たる保険会社は、一部の利害関係人の局部的利害や部分的主張のために、当該料率の実施をいたずらに遅延させられ、または妨害させられる弊害が生ずるであろうと思います。会員以外の利害関係人の利益ないし主張は、第十條十一の認可料率に対する再審査請求によつて

て、十分保護を與えられていると感ら
から、料率の認可申請に対する会員以
外の利害関係人の審査請求に対する規
定は、削除する方がよいと思います。

訂正いたしまして、予算を編成いたしましたのでございます。あるいは予算書その他において訂正いたしたかもしませんが、事務的には当初三千万石であつて、二千五百六十万石に買入へ

は、補正予算で百八十六億二千百何十
万円かを増額しておるわけであります
。この増額した結果輸入食糧はトン
数にしてどのようになりますか。その
内訳はどういうものを輸入することに
なるのか。その点をちよつとお伺いし
たいと思います。

いう輸入を予定いたしまして、いろいろ所要の措置を講じて参つております。したがつたいまのところ大体田溝に輸入が進んで参つておるのでござりますが、その後御承知の通り本年の作況が非常に不作でございまして、昨年に比較いたしまして相当数量の減を見たのであります。それに伴い、供出割当数量も二千五百五十万石を割当てるという結果に相なりまして、昨年に比較いたしまして約二百萬石以上の割当減となりような結果になりますために、国内食糧の供給が、前年度に比較いたしまして約二百萬石以上の割当減となります。

十五億計上してございますが、今度の補正予算で五十五億増額いたしまして、二百八十億に補給金がふえることになつておるわけであります。この補正予算では、それに伴つて五十五億増を見込んでいるわけであります。

○深澤委員 そこでお伺いしたいのは、輸入食糧の価格の問題であります。米はどこから入つて一トンどのくらいの価格で予定されているか。小麦・大麦はどういうぐあいに予定されているのか。その点をお伺いいたしたいと思います。

○清井説明員 これから数字を申し上げますが、これはすべて平均的な価格でございますから、あらかじめ御承知おきを願いたいと思います。

ましては、当初の八十六ドルの準備を七ドル引上げまして、九十三ドルという計算をいたしておりまして、総平均当初の予算が九十ドルございましたのを、五ドル引上げまして九十五ドルという計算をしておるような次第であります。

○夏垣委員長 異議なしと認め、右画案につきましては質疑を打切ることにいたします。深澤君。

○深澤委員 米の輸入は東南アジアに求められているようありますて、この輸入を政府は非常に憂慮しているやに承つておりますが、一面東南アジアの米の輸入は、非常に困難な情勢に達着している要素も相当あるので、これらに対する見通しを承りたいと思

○清井説明員 ただいまお話を通り、
主として南方諸地域に米を依存してお
るのでございますが、現地の事情等に
かんがみますると、われくの事務的
な観察いたしましては、いまだ極限
に達しているとは思われないのであり
まして、なおある程度の輸入の見込み
が、その方の地域より立て得るという
います。

になりますが、消費者への内地米のみの壳渡しの大体予定量であります。これはもちろん繰越しも含めて壳渡しをすると思うのであります。しか二千五百五十万石は、これは買い入れたものを壳渡すことは明らかであります。が、昨年度からの繰越し等がありますので、本年度消費者に壳渡す量といふものは、もつと多くなると思うのであります。が、これはどの程度のものを予定して予算には組んでおりますか。

○清井説明員　米の配給量につきましては、従前よりの計画を持続いたしまして配給いたすよう予算を編成いたしておりますのでございますが、そのうち内地米につきましては、本年の四月一日に繰越して参りましたものが、約二百十七万四、五千トンございまして、その後供給量として考えられますのが約三百八十万トンございます。なほ需要として一般消費者に配給いたします内地米の数量は、年間四百二十八万七千トン程度に計算いたしておる次第であります。

○深澤委員　そこで外国食糧であります。が、外国食糧の輸入につきまして

ことにして予算を計上いたし、所要の補給金を計上いたしたのでございますが、その後諸般の事情にかんがみまして、予算上三百八十五万四千トン輸入するというような計画をいたしておるであります。しこうしてその内訳といたしましては、米につきましては九十万トンを百五万トン、小麦につきましては百七七十万トンを百九十万一千トン、大麦につきましては六十万トンを九十万三千トンとそれより輸入予定を引上げまして、三百八十五万四千トンを輸入に見込むという計算をいたしておるわけであります。

○深澤委員 従来大体三百万トン程度の輸入が、日本の需給推算の上から必要であるというところでやつて来たと思います。ところが本年度の計画は、それが三百八十五万四千トンといふことになりますて、おそらく終戦以来最大の輸入量になると思うのであります。が、一体どういう根拠からこのよくな大量輸入をしなければならないことになつたか。その点をお伺いしたいと思ひます。

まして、少くともその程度は減少を見
るわけでございます。そういうつたよう
な事情もございまして、われわれ事務
当局といいたしましては、この既定計画
の三百二十万トンに加えまして、ある
程度の数量をぜひとも増加輸入いたし
たいという、実は気持を持つてゐるわ
けでござりますけれども、まだこの点
につきましてはいろいろ考慮中でござ
りますし、いろいろ関係がありまし
て、いまだ決定をいたしておりませ
ん。しかしながら予算をいたしまし
て、たといそれが決定いたした場合に
おきましても、買入れ財源がないとい
うことになりますれば困りますがゆえ
に、予算のわくといたしましてはこの
程度の計画にいたしたいということ
で、この三百八十万トンの輸入を計上
いたしたわけであります。

十五億計上してございますが、今度の補正予算で五十五億増額いたしまして、二百八十億に補給金がふえることになつておるわけであります。この補正予算では、それに伴つて五十五億増を見込んでいるわけであります。

○深澤委員 そこでお伺いしたいのは、輸入食糧の価格の問題であります。米はどこから入つて一トンどのくらいの価格で予定されているか。小麦・大麦はどういうぐあいに予定されているのか。その点をお伺いいたしたいと思います。

○清井説明員 これから数字を申し上げますが、これはすべて平均的な価格でございますから、あらかじめ御承知おきを願いたいと思います。

ましては、当初の八十六ドルの準備を七ドル引上げまして、九十三ドルという計算をいたしておりまして、総平均当初の予算が九十ドルございましたのを、五ドル引上げまして九十五ドルという計算をしておるような次第であります。

○夏垣委員長 異議なしと認め、右画案につきましては質疑を打切ることにいたします。深澤君。

○深澤委員 米の輸入は東南アジアに求められているようありますて、この輸入を政府は非常に憂慮しているやに承つておりますが、一面東南アジアの米の輸入は、非常に困難な情勢に達着している要素も相当あるので、これらに対する見通しを承りたいと思

○清井説明員 ただいまお話を通り、
主として南方諸地域に米を依存してお
るのでございますが、現地の事情等に
かんがみますると、われくの事務的
な観察いたしましては、いまだ極限
に達しているとは思われないのであり
まして、なおある程度の輸入の見込み
が、その方の地域より立て得るという
します。

そこで外國食糧であります
が、外國食糧の輸入につきまして

○清井説明会 当初三百二十万トンと

○清井義厚町　当初の補給金は三百二十九万三千五百九十六円です。その延長どうなりますか。

が、アメリカにつきましては大体同額の九十六ドル、オーストラリア二つ

第一類第六号 大藏委員會議錄第十七号 昭和二十六年十一月十五日

卷之三

ことにはむろん参りませんので、その辺の数字につきましては、私責任を持つてお答えできませんが、なおまだ若干の数量は南方の米に依存し得るといふことが、結論的には言い得ると思ひます。

りますると、値段も高くなるといらような関係もございまして、値段と質と勘案いたしまして、できるだけいいものを安く買い入れるような方向に向つて努力をして行きたい、こういうふうに考えておるわけでござります。

までに約五十万トンを納入されておるのございまして、本年度におきましては、そのうち四十万トンを輸入する計画で、目下折衝いたしておりますわけでござります。その価格につきましては、大体内地に到着する価格といたしまして、アメリカから入つて参りまして最近の実質といふとしましては八十一

外国の輸入食糧の価格とを差引きいたしまして、その差額を補給金として繰入れるというふうに計算をいたしますと、大体先ほど申しました五十五億の繰入れによつて、まかない得るという計算が出ておるわけでござります。先ほど申し上げましたのは、平均価格を申し上げましたのであるいはちよつと御理解が宁かなかつたのでないかと

○深澤委員 これは食管に聞くのは無理かもしませんが、外国米が酒として内地でつくられるものかどうかという問題ですが、その点は何かそういう御研究なり、あるいは話を聞かれたかどうか、その点をひとつ……。

○深井説明員 ちよつと私からお答えするのもいかがかと思ひますが、今まで大体外国米は、できぬことはない

それを実際に食べてみての問題でありますが、大体日本の中では外米は喜ばれていない。あるいは配給諒想等が相手あるにいふにこりつて、は思ひて

農政局等の関係だらうと思いますが、喜ばれない米を非常に困難して、相当国費を費して輸入する。その国費 자체を日本の内地に振り向けて、増産のたるの努力をするならば、もつと安易に

では、八十二ドル五十分程度でございますが、大体今後におきましても、その程度の価格によつて買入されることができるというふうに考えておる次第であります。

御理解が行かなかつたのではないかと思ひますけれども、数量と価格との加重平均をいたしておりますので、あるいはそういうことが起つたかもしれないのです。私がどもの計算いたしましては、五十五億の繰入金で足りるとからふらに考へておるわけ

するのもいかがかと思いますが、今までは大体外国米は、できぬことはないかと思いますけれども、好んで使用はされないような状態でござります。

○深澤委員 今まで外国米を日本の酒造米に使つた事実があるかどうか。今後酒造米としてこれを使う計画をおありになるかどうか。その点をひとつ：

府当局は、日本人の需要として、外米の栄養を與え難い、上等の品質の外米を今後輸入しえるのかどうか。從来と同じようなものを輸入しなければならないのかどうか。生糸も同じようならぬ。

直轄領の角地の通をもとねらし
うことを、われくは考へているので
あります。どうしても東南アジア関係
の米に依存しなければならないといふ
ことは、例の後進国開発計画と結びつ
く一つの制内がるものではないかといふ

○深澤委員 国際小麦協定で入る価格と日本の小麦価格とは、ほぼ同じようないくつかの計算をする。これは詳しく述べておきたい。

○深蒸委賣 米の中に加州米が入つて
来るといふ計画はないですか。
○深井説明員 ただいま加州米の問題
について折衝いたしておりまして、入
り得る見込はござります。

無理をして輸入いたしましても、日本の国内ではあまり喜ばれないといふような関係がありますが、この点はどうぞ、お心に考慮しておきます。

うぐあいに、われくは考へておるわけです。つまり輸入しなければならぬことを、義務づけられてゐるような條件があるのでないか。そういう問題についてはどういうふうに考へておるか。

は、大体同じ程度だとわれくは考え
るのですが、その点はどうであります
か。

○ 清井説明員 しかとした御返事は申
し上ですかねますが、予算上は今後三月
に於いて折衝いたしておりまして、入
り得る見込はござります。
○ 深澤委員 その加州米の数量と価格
は大体どのくらいを予定されています
か。

外米の点にしても、少しはお詫びをうながすが、なるほどお詫びの点も確かにあるのでございまして、内地米に比べまして品質が悪いところ二、三ある程度有難い事より、ろくへ

○清井説明裏 私の存じておる限りにおきましては、さようなことはございません。必要な数量を適當なところから輸入すべく努力しておる次第であつたら

○深澤委員 それからどうも今の米と小麦の数量を総合し、価格の値上がり程度に若干は向うが高いかもしませんけれども、大体同じ程度になると思つております。

○清井説明員 しかとした御返事は申し上げかねますが、予算上は今後三月までに加州米を約八万トンばかり入れたい。これは予算上の数字であります
が、価格は百八十五ドルというように計算いたしております。

す。品質につきましても相当良質な米を輸入いたしたいと思つて、せつかくから努力をいたしておりますけれども、現在の農作はちきましては、尚足りぬ

○深澤委員 それから小麦の方であります。小麦の方は平均九十五ドルなります。それであります。が、国際小麦協定による数量はどうのうか。それから

いうものを総合いたしますと、二百五十五億の輸入補給金に、今度五十億プラスをいたしましても、輸入補給金が不足して来るという計算が出て来るようになりますが、その点はどういうふうに考えておられますか。

○深澤泰興 それからこの際ひとつお伺いしたいのですが、最近加州米を米として入れるよりも、酒としてこしらえて入れる方が非常に有利だということで、加州米が酒になつて入つて来るというような話を、われくは計算いたしております。

とは遺憾でございます。今後輸入いたしまする外米につきましても、われといったしましては、できるだけ良質のものを貰へたかと思ひうるのでござり

の国際小麦協定によつて入る価格は幾らでありますか。その点をひとつ……
○猪井説明員 国際小麦協定によりまして保障されました数量は、本年の八月から一年間、すなはち来年の七月まで

○清井説明員　お詫びはございますが、私どもの計算をいたしましたところによりますと、大体内地の価格とはどういうかに考えておられますか。

○濱井説明員 私まだそういう事実を
聞いたのであります。しかし、それによ
て来るというよな話を、われくは
ありませんか。

○清井説明員 ただいまの点でござい
ういう事実を食管の方ではお聞きにな
つたことがあるかどうか。そうしてこ
れに対してもう一つ対策を講じられた
か。その点をひとつお伺いしたい。

ますが、本年度において行いました昨年産の価格差に対する追加払いの問題につきまして、若干一部よりそういう声を聞いたことは事実でございます。私どもいたしましては、いわゆるパリティの差額によりますバック・ペイの問題は、決定次第ただちに支払いをいたしておりますのでありますけれども、末端へ行く途中におきまして、あるいは農協あるいは信用組合等においてそれがとどまりまして、直接生産者に行かない場合があつたのじやないかというふうに存じておるわけであります。この点につきまして、具体的に一は存じませんが、当時そういう声を聞きましたときに、すみやかにこれが生産者に行き渡るようについて通牒その他適当な措置を、農林省といたしましてはとつた次第でございます。

○深澤委員 この点については、末端の問題として、事務の御監督を願いたいと思います。

きょうは時間がないようでありますから、また明日でも継続いたしますが、砂糖の五十億という問題です。これは結局は消費者の負担になつているわけですが、これは最近の砂糖の値上がりによつて生れた利益でありますから。

○清井説明員 砂糖の問題につきましては、いろいろなお話のありました收入の増をはかるというような見地も含めまして、かたゞ統制方式の将来の遂行というような観点からいたしまして、家庭用に配給いたすものにつきましては、從前通り継続いたしておりますのでございますが、業務用に参りますもののにつきましては、公定価格による配給制度をやめまして、入札制による売却をいたしたのであります。

その制度実施によつて、五十億程度の増収をはかるという計画をいたしておるのでございまして、砂糖は今自由販売になつてゐるのです。入札制度は、目下実施をいたしておりますが、最もでございます。

○深井説明員 私もどちらも十分知つていませんけれども、業務用につきましては、ただいま言うように入札制を実施いたしておりますので、その面については制限が解かれております。

○深澤委員 そうしますと、最近東京都内等に、自由販売で、たしか百匁以上十五四程度で売つておるのですが、それはその入札したやつで、自由販売してもさしつかえないということになつておるのですか。

○清井説明員 家庭用のものにつきましては、配給制でござりますけれども、ただいま御指摘のような問題は、おそらく入札によりまして販売した業務用のものを、販売いたしておるのではないかというふうに考えられます。

○深澤委員 業務用に下げをした場合においては、何らか業務に振り向かれて来るとときには、加工品になつて現れて来るのが普通だと思うのですが、砂糖自体が販売されるということは、いいのですか。

○清井説明員 建前といったしましては、業務用でございますから、それ下さいました者は、すぐに原材料に加工いたす、それで使用いたすということになりますけれども、落札者につきましては、しての制限が、一応軽い制限でござ

まして、大体ある程度資格を持つてゐる経験者は、みな落札できるといふことになりますので、いわゆる中間業者がそれを落したような場合には、さうな現象が起るのではないのか、こういうふうに想像いたしております。

○深澤委員 砂糖の払上げにつきまして、何か入札者に対して資格をつけているということを、われくは聞いているのであります。それはある一定の数量、一万トンあるいは二万トンをまとめて買い得る資力、あるいは業績を持つ者でなければ、入札させないということで、結局大資本家がもつぱら落札者になつて行くという傾向があるといふことで、割合中小商人は、この払下げるを受けることができないといふ不平を聞いたのであります。そりやう事実はあるのですか。

○清井説明員 お答え申し上げます。ただいまの問題でございますが、砂糖の入札制度は、今まで配給制度を実施いたしましたものを、一部切りかえました問題でございます。食糖庁といたしましても、相当これを慎重に取扱う必要があるといふふうに考えまして、一定の資格を設けまして、過去の経験を有するものでなければならぬといつたようなことで、いたしたわけでございます。しかしその数量等につきましては、あまり一人のものが大量にこれを独占するようなかつこうでは、いかがかと思いまして、その入札する限度を設けたはずでございます。しかしながら一方信用力があるということを前提としなければならぬのであります。そういう意味の制限も、たしか付して

いると思います。そして第一回、第二回と、ただいまは第二回を実施いたしておりますが、第一回目のときに、何分にも私どもいたしましても、入札者といたしましても、様子がわかりませんでしたので、いろいろ問題が起つたようでござりまするけれども、第二回からは、相当中小の業者の方も落札されたというふうに、聞いております。次第でござります。

○夏堀委員長 本日はこれをもつて散会いたします。

午後三時三十七分散会

昭和二十六年十一月二十一日印刷

昭和二十六年十一月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所